■その他 営業時間短縮に伴う環付

- ●新型コロナウィルス感染症拡大防止対策として、営業時間を短縮した場合、利用料金の既納の利用者は還付対象となります。この場合、利用時間短縮が利用する時間帯に係っている場合にかぎります。
- ・利用時間短縮により活動等ができず利用をキャンセルされる場合は既納の利用料金の全額を還付します。
- ○鎌倉生涯学習センターホール 夜間枠17~21時の場合 1時間短縮の場合、利用料金の25%を還付します。 2時間短縮の場合、利用料金の50%を還付します。 3時間短縮の場合、利用料金の75%を還付します。
- ○鎌倉生涯学習センターホール・ギャラリー 全日9~21時の場合 1時間短縮の場合、利用料金の10%を還付します。 2時間短縮の場合、利用料金の20%を還付します。 3時間短縮の場合、利用料金の25%を還付します。
- ○集会室・音楽室・和室・美術創作室・料理実習室等の施設 夜間枠19~21時の場合 1時間短縮の場合、利用料金の50%を還付します。
- ○集会室・音楽室・和室・美術創作室・料理実習室等の施設 全日9~21時の場合 1時間短縮の場合、利用料金の9%を還付します。 2時間短縮の場合、利用料金の17%を還付します。 3時間短縮の場合、利用料金の25%を還付します。
 - ○延長利用21~22時の場合、利用料金の全額100%を還付します。
- ・還付の割合により還付金額に端数が出た場合、10円未満は切り捨てです。